

コチニール色素に関する情報

今般、消費者庁からコチニール色素に関する注意喚起の情報が出されています。

《消費者庁》

[コチニール色素に関する注意喚起](#)（平成24年5月11日）

● コチニール色素に関する関連情報

1. コチニール色素とは

- ・サボテン等に寄生するエンジムシ（カイガラムシ科）の乾燥体から抽出される赤色の色素で、カルミン酸が主成分。
- ・食品、医薬品、化粧品、染色等に世界各地で使用されている。
- ・我が国の食品においては、着色料として、原材料名の欄に表示した上での使用が認められている。

2. 国内外のアレルギー誘発の症例

（人によっては、以下のアレルギー症状を呈することが知られています。）

- ・飲食物経由：じんましん、顔面腫脹、アナフィラキシーショック※等
 - ・吸入経由：色素製造業者の職業性喘息等
 - ・皮膚接触経由：（口紅による）唇の荒れ・出血、アナフィラキシーショック等
- ※アナフィラキシーショック：急激な血圧低下、呼吸困難または意識障害などを引き起こす、アレルギー症状の中でも、最も激しいタイプの症状

3. 海外の関連情報

(1) FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA：Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives）

2000年の第55回会合において、「コチニール着色料」（コチニール抽出物、カルミン及びカルミン酸）のアレルゲン性について検討を行い、食品中のコチニール抽出物、カルミン類及びおそらくカルミン酸は、一部の者にアレルギー反応を誘発する可能性があるとして結論し、有害反応には重篤例もあることから、食品中にコチニール着色料が添加されていることを記載する等、コチニール着色料に対してアレルギーを持つ者に警告するような適切な情報が提供されるべきであるとした。

(2) 米国食品医薬品庁（FDA：Food and Drug Administration）

2009年1月5日付で、着色料（コチニール抽出物、カルミン類）の表示義務付けに関する最終規則を公表した。 ⇒ [関連情報（英文）](#)